

新着図書案内

人が生き、死ぬということ 19歳の君へ

優秀な医学者を輩出し、高度な医療技術も持ちながら、実は世界的に立ち遅れている日本のホスピス・緩和ケア。いったい「いのち」とは何なのか？これから医療に携わる若者たちへの、真に大切な医療看護を伝えていくための土壌作りに心血を注ぐエキスパートたちの貴重な講義内容を収録。



日野原重明／編著
春秋社

穂足のチカラ

リストラ寸前の父、認知症の祖父、パチンコ依存症の母、引きこもりの長男、シングルマザーの長女…地方都市に住む冴えない一家の海野家。

不幸のどん底を味わう家族に、長女の子どもでもある穂足が奇跡を起こす。

地元新聞に連載された、泣ける一冊。



梶尾真治／著
新潮社

図書室だより

ネコのアリストテレス

9つの命を持つ子ネコのアリストテレス。いくつもの冒険をしては命を落とし、飼い主の魔女ベラ・ドンナを心配させます。

ハラハラドキドキの冒険に引き込まれ、そして怖いイメージの魔女も実はとても優しく思いやりにあふれた人だということがわかります。ユーモアあり、冒険あり、愛情ありのこの本を大好きになること間違いなし！



ディック・キング・スミス／作
ボブ・グラハム／絵
評論社

おくのほそ道

「荒海や佐渡によこたふ天河」松尾芭蕉が奥のほそ道を旅した時にこの句を詠んだのは今の新潟県出雲崎町です。今も昔も出雲崎には心にしみる風景があるのでしょか。

見たことのない景色や、イメージが広がり、300年前の芭蕉が身近に感じます。



松尾芭蕉／文中
谷靖彦／絵
ほるぷ出版

みんなの本です。

返却期限はきちんと守りましょう。

●開館時間／9時～17時、昼休み時間もOK

●休館日／月曜日（祝日の場合は翌日）

益城町公民館 図書室 ☎286-3111 内線195

未成年者の契約

◆未成年者の消費者トラブル

未成年者（20歳未満の者。ただし結婚すれば20歳未満でも成人とみなされます）は、社会的経験も浅く、利害を判断する知識や能力もまだ十分とはいえません。そこで、民法では、未成年者を保護するために、未成年者が法定代理人（通常は親権者である父母）の同意を得ないでした契約を取り消すことができるとしています。

◆未成年者契約の取り消し

取り消された契約は、初めからなかったことになり、未成年者は商品を返して、販売業者は受け取った代金を返すことになります。未成年者の取消の場合、他の取消の場合とは異なり、すでに使用した消耗品も今残っている状態でそのまま返せばよいとされています。取消権は、クーリングオフ期間が過ぎているような場合や不実告知や詐欺といえるかどうか明らかでない場合などに有効な手段となります。

◆取消のできない場合

以下の契約は、未成年者であっても取り消すことができません。

かしこい消費者

①あらかじめ小遣いとして渡されている範囲でした契約
②分割払いの場合、小遣いの範囲の契約かどうかは、月々の支払額ではなく、代金総額で考えてよいとされています。月々の支払いが遅れれば、一度に全額の支払い義務が発生することがその理由です。
③法定代理人があらかじめ営業許可をしている場合、その営業に関する取引契約
④自分は成人に達している、親の同意を得ているなどと積極的に相手にだましてした契約
◆法定代理人の権限
未成年者の法定代理人は、未

成年者を保護するために、以下のような権限が認められています。
①未成年者が単独で有効な契約を締結することに同意する権利（同意権）
②未成年者が行った同意のない契約を遡って無効にする権利（取消権）
③未成年者が行った同意のない契約を後で有効と認める権限（追認権）
④未成年者に代わって契約などをする権限（代理権）

（国民生活センター発行「くらしの豆知識」より）

熊本県消費生活センター ☎354-4835

役場住民生活課住民係 ☎286-3111 内線111・112

消費者地域相談員

遠山美智子 ☎286-4125・大塚 慶子 ☎286-4792

吉村 静代 ☎286-5914・富田セツコ ☎286-6525